

都立武蔵野中央公園から掘削が行われる石神井川上流第一調節池（仮称）工事に対する安全対策を徹底することを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年6月22日

提出者

13番 山本 あつし

4番 桜井 夏来

9番 木崎 剛

11番 落合 勝利

23番 下田 ひろき

25番 川名 ゆうじ

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子 殿

都立武蔵野中央公園から掘削が行われる石神井川上流第一調節池（仮称）工事に対する安全対策を徹底することを求める意見書

東京都が令和5年度以降に実施予定の、都立武蔵野中央公園（以下「公園」という。）を掘削起点とする石神井川上流第一調節池（仮称）工事（公園から立て坑を掘ってのシールドマシンによる地下掘削工事）については、中小河川の洪水対策上必要な整備であるが、工期が10年という長期にわたる大規模工事であり、周辺地域へ大きな影響を及ぼすことが想定される。

現状では、公園南側の市道第55号線（幅員約10メートル、2車線）から工事車両の10トントラックが、1日100台以上出入りすることが想定されているが、市道第55号線は片側にしか歩道がなく、安全対策上問題がある。この歩道は千川小学校及び第四中学校の通学路であるだけでなく、近隣の子育て支援施設0123はらっぱや保育園の子どもたち、通勤等を含め歩行者や自転車等の往来も多いため、危険性が大きい。交通事故発生の懸念や、車道においては、路線バスの運行へも支障を来す可能性がある。以上のことから、安全性向上のため工事車両の出入口は、西側にある市道第114号線（都市計画道路3・3・6号線（通称伏見通り）、幅員約25メートル、4車線、両側に歩道あり）へと変更することが適当であると考えます。

立て坑（直径約35メートル、深さ約50メートル）の掘削については、民家から約20メートルの公園南側の歩道際（多くの子どもたちや家族連れが利用する頻度の高い、月待台及び風を見る丘付近）で行われ、これに伴って高さ10メートル以上、幅50メートル以上の巨大な防音施設も建設される見込みである。掘削工事により想定される振動、騒音及び土ぼこり並びに周辺地盤への影響を考えると、立て坑及び防音施設の設置場所は、極力住宅地から離し、公園内部へ移動する等の安全上の配慮が必要であると考えます。

さらに、立て坑に付随して建設される高さ30メートル規模の工事用やぐらについても、万が一の事故等の影響を最小限にするために通学路となる歩道からできる限り離すことが必要である。

今回の東京都の工事計画について、市民の安全対策を最優先に考え、下記のとおり東京都へ要望する。

記

- 1 千川小学校及び第四中学校の通学路への影響を最小限にし、工事期間の安全性をより高めるために、工事車両の出入口を公園西側へ変更すること。
- 2 近隣住民の住環境及び生活環境を守るとともに、万が一の事故の際の被害を最小限とするため、立て坑の掘削位置及び防音施設並びに工事用やぐらの設置位置については、可能な限り公園内部への移動をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子

東京都知事 宛て